## 【安全対策情報】セブ州犯罪統計(2024年4月~6月)

## 【ポイント】

●当館管轄区域(ビサヤ地域)に関する一般犯罪等に関する情報をお知らせいたします。当地における安全対策をご検討される際の参考としてください。

## 【本文】

- 1 一般犯罪・凶悪犯罪の傾向
- (1)フィリピン国家警察第7管区によるセブ州の犯罪統計によれば、2024年4月~6月における犯罪発生件数は、以下のとおりです。前期(2024年1月~3月)と比べ殺人を除く他の犯罪行為は減少しているとはいえ、犯罪発生率は日本と比較して総じて高い傾向にあると言われておりますのでご留意してください。
- (2) セブ都市圏(セブ市、マンダウエ市及びラプラプ市ほか)においては、日本人がひったくり、スリ、置き引きやその他各種強盗、美人局(つつもたせ)被害に遭う事例が報告されておりますので十分ご注意ください。
- (3) また、当地旅行代理店が企画したツアーに参加した邦人の方が事故に遭われた事例が発生しています。セブへの渡航を計画されている方におかれては、フィリピン国内のツアーに参加するため当地旅行代理店を利用する場合には、フィリピン政府観光省より認可を受けた旅行代理店を利用してください。認可を受けていない代理店を利用して、万が一事故などに巻き込まれた場合には補償など受けられない可能性もあります。
- (4) さらに、帰国前にパスポートを探したが見つからない、外出中に気づいたらカバンから無くなっていた等により、パスポートの再発行を相談される事案が多発しております。パスポートの再発行には戸籍謄本(6ヶ月以内に発行されたもの:原本)やポリスレポート等が必要です。加えて、再発行後にフィリピン入管での手続きもあり、一定の時間と労力、予期せぬ日程変更による経済的な負担を要します。改めてパスポートの所在を再確認いただくとともに、携行して外出する際には紛失や盗難に遭わないよう最大限の注意を払ってください。

参考:https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr ja/00 000289.html#%E7%B4%9B%E5%A4%B1

【セブ州犯罪統計:2024年4月~6月期】

●殺人(含む未遂):66件(前期45件)

(66件中セブ、マンダウエ、ラプラプの3市で24件)

●傷害:134件(前期104件) (134件中、上記3市で52件) ●強制性交: 49件(前期58件)(49件中、上記3市で14件)

●強盗:61件(前期78件)(61件中、上記3市で21件)●窃盗:228件(前期255件)(228件中、上記3市で125件)

2 テロ・爆弾事件発生状況 邦人を被害者とする事件の発生状況は認められません。

3 誘拐・脅迫事件発生状況 邦人を被害者とする事件の発生状況は認められません。

## 4 日本企業の安全に関する諸問題

フィリピンにおいては一般的に、企業及び個人に対する恐喝、脅迫、誘拐等が少なくなく、セブにおいても日系企業(社員)や関連企業(現地法人)に対する恐喝や不審電話等が報告されることがあります。進出日系企業関係者は、企業及び社員の安全に関し常時注意してください。

- 5 下記も併せてご参照、ご活用ください。
- ●在セブ総領事館作成「セブにおける安全対策(安全の手引き)」(2024年6月版) https://www.cebu.ph.emb-japan.go.jp/files/100693920.pdf
- ●在フィリピン日本大使館作成「フィリピンにおける安全対策(安全の手引き)」(2024 年 6 月版)

https://www.ph.emb-japan.go.jp/files/100336435.pdf

●外務省領事局邦人テロ対策室作成「海外赴任者のための安全対策小読本」 https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/pamph\_08.pdf

●外務省・海外安全ホームページ(危険情報:フィリピン)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo\_013.html#ad-image-0

●安全対策基礎データ(フィリピン)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure\_013.html

. . . . . . . . . . . . . . . .

※この情報は、在留届、及び「たびレジ(本登録)」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。「たびレジ」簡易登録された方で、メールの配信を変更・停止されたい場合は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete

※災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届(3か月以上の滞在)の届出、又はたびレジ(3か月未満の滞在)の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします

(問い合わせ窓口)

○在セブ日本国総領事館

住所: 8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu City, Philippines

電話: (市外局番 032) 231-7321

ホームページ: https://www.cebu.ph.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html